様式第１号（第６条関係）

離職者雇用・移住促進引越費用給付金申請書

　　年　　　月　　　日

厚真町長　様

申請者　　　　　　　　　　　　㊞

給付金の支給を受けたいので、離職者雇用・移住促進引越費用給付金支給要綱第６条の規定により、関係書類を添えて次の通り申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 移住前住所 |  |
| 移住後住所 |  |
| 引越し額 |  |
| 給付申請額 |  |
| 給付金振込先 | 金融機関名支店名口座番号口座種別　　普通　　・　　当座口座名義（フリガナ） |
| 日中連絡が取れる電話番号 |  |

様式第２号（第７条関係）

厚真町暴力団の排除に係る誓約書

厚真町長　様

　私は、厚真町離職者雇用・移住促進引越費用給付金支給要綱の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。）)又は、暴力団関係事業者（暴力団員実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

　また、上記の誓約の内容を確認するため、厚真町が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

　　　年　　　月　　　日

申請者住所　勇払郡厚真町

 申請者名

様式第３号（第６条関係）

厚真町長　様

移住理由宣誓書

　申請者　　　　　　　　　　　　　は、新型コロナウィルスを契機として、厚真町に移住したことを宣誓します。

　なお、提出書類に虚偽の申請があった場合には給付金を全額返還します。

　　年　　　月　　　日

申請者住所　勇払郡厚真町

申請者　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第４号（第６条関係）

厚真町長　様

事業の継承に関する誓約書

　事業者名　　　　　　　　　　は、申請者　　　　　　　　　を、継承者として技術指導することを誓約します。

　　年　　　月　　　日

事業者名

　　　　 　住所

　　代表者氏名　　　　　　　　　　　㊞

様式第５号（第６条関係）

　　年　　　月　　　日

テレワーク勤務実態証明書

企業名

住所

電話番号

代表者　　　　　　　　　　　㊞

申請者　　　　　　　　　　　　　が以下の通りテレワーク勤務を実施することを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 企業への出勤日と出勤場所 |  |
| テレワークの勤務規定または就業時間 |  |
| テレワーク勤務の期限 | 期限　①あり　　　　年　　　月まで　　　②なし |
| 就業規則の適用状況 | 　①適用あり　　②適用無し　　　③その他（　　　　　　　　　　　　　） |

様式第６号（第７条関係）

厚真町指令第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　令和　年　月　日申請のあった離職者雇用・移住促進引越費用給付金申請に対し、金　　　　　　　　を給付し、同額をもって額を確定します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　厚真町長　宮　坂　尚市朗

１　この給付金の給付対象となる給付金の額は、次のとおりとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給付金名称 | 給付申請額 | 給付額 |
| 離職者雇用・移住促進引越費用給付金 | 円 | 円 |

２　給付金の内容を変更するときは、町長の承認を受けなければなりません。

３　この給付金の給付決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。

４　次の各号のいずれかに該当するときは、この給付金の給付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に交付された給付金があるときは、その返還を命ずることがあります。

(1)　この給付金の給付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこ　れに基づく町長の処分に違反したとき。

　(2)　虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

５　前項の規定による処分に関し補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を町に納付しなければなりません。

６　補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければなりません。

（産業経済課経済グループ）